

基発第0512003号
職発第0512001号
平成15年5月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

平成15年度外国人労働者問題啓発月間について

外国人労働者対策については、職業安定行政においては、「職業安定行政における外国人労働者問題への対応について」(平成2年6月1日付け職発第264号)に基づき、事業者等への指導、求職者等に対する適切な対応、不法就労に係る実効ある対処等に努めているところであり、また、労働基準行政においては、外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保対策を推進しているところである。

平成5年度から政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付けており、厚生労働省においても、同月間中に事業者等を始め広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発指導を行うこととしているところである。

については、本年度についても、厚生労働省において、別添のとおり「平成15年度外国人労働者問題啓発月間実施要領」(以下「要領」という。)を定め、全国的な啓発・指導等を展開することとしたので、貴職におかれても、要領に基づき、各都道府県労働局の実情に即した積極的かつ効果的な活動を展開されたい。

(別添)

平成15年度「外国人労働者問題啓発月間」実施要領

1 趣旨

経済社会の国際化の進展に伴い、現下の景気動向に左右されるとはいえ、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国労働市場に及ぼす影響は看過できないものとなっている。

こうした中で政府は、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進するが、いわゆる単純労働者の受入れについては、我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から十分慎重に対応するとの方針を維持してきている（「第9次雇用対策基本計画」（平成11年8月閣議決定）等）。

この政府方針の下で、厚生労働省では、「外国人雇用状況報告制度」による外国人の雇用状況の把握、「外国人雇用サービスセンター」及び「外国人雇用サービスコーナー」の運営による外国人求職者に対する職業紹介、「日系人雇用サービスセンター」、「日系人職業生活相談室」及び「日伯雇用サービスセンター」の運営による日系人の就労適正化対策、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく事業主等への啓発・指導等を行うとともに、事業場に対する的確な監督指導により、法定労働条件の履行確保を図るほか、主要な都道府県労働局及び労働基準監督署への「外国人労働者相談コーナー」の設置等により、外国人労働者や外国人労働者を使用する事業主からの労働条件等に関する相談に応じているところである。

また、法務省及び警察庁と合同で、中央において「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」及び「不法就労外国人対策等協議会」を、各ブロックにおいて「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」を、それぞれ開催するなど、不法就労に対して実効ある対処を行うための関係機関との連携の強化を図っているところである。

しかしながら、一般に外国人労働者は日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当たって適正な雇用・労働条件が確保されていないケースがあり、また、依然として不法就労者数は高水準で推移している。

そこで、平成15年度においても、政府全体で取り組む「外国人労働者問題啓発月間」（以下「月間」という。）において、厚生労働省は、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、

- ① 我が国政府の外国人労働者受入れに関する基本方針
- ② 外国人労働者の適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保対策
（「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知を含む。）
- ③ 不法就労対策
- ④ 外国人雇用状況報告制度
- ⑤ 日系人の就労適正化対策

を中心に啓発・指導等を集中的に行うこととする。

なお、法務省等11省庁は、別途当該期間において各種行事を行う予定である。

2 実施期間

平成15年6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月とする。

3 主 唱

厚生労働省

4 標 語

「外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に理解と協力を」

5 実施事項

(1) 中央で実施する事項

ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、記者発表を行うほか、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、我が国政府の外国人労働者受入れに関する基本方針、外国人雇用に係る留意点についての事業主向けパンフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。

特に、「外国人雇用状況報告制度」の一層の周知を図るため、主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、法務省及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し、説明及び要請を行う。

エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、本月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、本月間実施に係る協力を要請する。

(2) 地方で実施する事項

ア 広報活動の実施

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、適宜広報資料を作成し地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・パンフレットの配布

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、事業主団体等を通じ